

学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立羽曳が丘小学校

令和6年4月8日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

＜羽曳野市立羽曳が丘小学校 いじめ防止基本方針＞

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。従っていかなる場合においてもいじめを阻止し、いじめの被害にあっている児童を守りぬくという学校・家庭・地域社会の姿勢を示すことが重要である。

このために学校においては、まず何よりも全教職員が学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為」であることを知らせ、いじめを許さない児童の意識を育成する必要がある。

またいじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、学校全体でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりにつとめる必要がある。さらに児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育てる教育活動を推進し、いじめを未然に防ぎ、また早期発見するための様々な手段を講じていく。同時に、いじめの早期解決のために、いじめの被害にあっている児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたり、学校と家庭が協力して、事後指導を行っていくものとする。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものである。

そして、いじめを行っている児童に対しても家庭と連携を取り、その原因や背景に着目しつつも、毅然とした対応と粘り強い指導を行っていくことが重要である。

羽曳が丘小学校は、学校教育方針として一つ目に「子どもと、保護者と、地域とのつながりを大切にして信頼関係を構築する」、二つ目に「チーム羽曳が丘の認識を共有し、一つの組織体として一致協力しながらぶれない指導に当たる」、三つ目に「すべての教育活動は子どもを中心に展開する」というコンセプトで学校を運営している。この三つの柱に基づき、子どもたちにとって「安心・安全な場所」であり、楽しく集団生活を送りながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、笑顔と感動に満ちた学校づくりを一層構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやモバイル、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名 [いじめ防止等推進委員会]

②構成員

校長・教頭・首席・教務主任・人権教育部長・生活安全指導部長
各学年主任・養護教諭・支援教育コーディネーター・当該児童担任と学年担任
(羽曳野市子育て支援課相談員・羽曳野市立峰塚中学校 SC・大阪府 SSW)

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 保護者や地域、関係機関との連携

4. 年間計画

羽曳野市立羽曳が丘小学校 いじめ防止年間計画							
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	学校全体
4 月	学級（学年）びらき・学習規律づくり・家庭訪問（家庭での様子の把握） 保護者への相談窓口周知・児童への相談窓口周知・教育相談案内						第 1 回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
	1 年生お手伝い						
	参観・懇談						
5 月	くすのき交流 ニコニコタイム	ニコニコタイム					「学校いじめ防止基本方針」の更新
遠足・元気アンケート							
6 月	花水木会 ニコニコタイム	くすのき交流 ニコニコタイム				プール清掃	第 2 回委員会 （進捗確認）
	個人懇談・長期休業前のいじめ相談窓口の周知						
7 月							
9 月		学年集会	くすのき交流	ドッチボール大会	林間学校		
10 月	花水木会交流	幼稚園交流	お店たんけん		パラリンピック キャラバン	修学旅行	第 3 回委員会 （状況報告と取組みの検証）
	運動会・遠足・参観（親子交流）・懇談						
					幼稚園交流		
	元気アンケート・日曜参観						
11 月	幼稚園交流	羽小マーケット		社会見学 視聴覚障害者体験・くすのき交流			
	個人懇談・長期休業前のいじめ相談窓口の周知						
12 月			異文化交流 （総合）	異文化交流 （総合）			
1 月		学年集会 音楽劇取り組み			くすのき交流 幼稚園交流	くすのき交流	
2 月	幼稚園体験入学				ニュース作り	キャリア教育	
	元気アンケート・参観・懇談						
3 月	お迎え式練習 ニコニコタイム	ニコニコタイム 大きくなったね			卒業式	卒業式	第 4 回委員会 （年間の取組みの検証）
	長期休業前のいじめ相談窓口の周知						

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等推進委員会は、各学期の終わりに年四回開催し、必要に応じて具体的な子どもの現状報告を行う。また、取り組みの進捗状況について意見交換を行い、具体的な方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6. いじめ防止のための研修計画等

教職員はいじめ防止のために以下のことを行う。

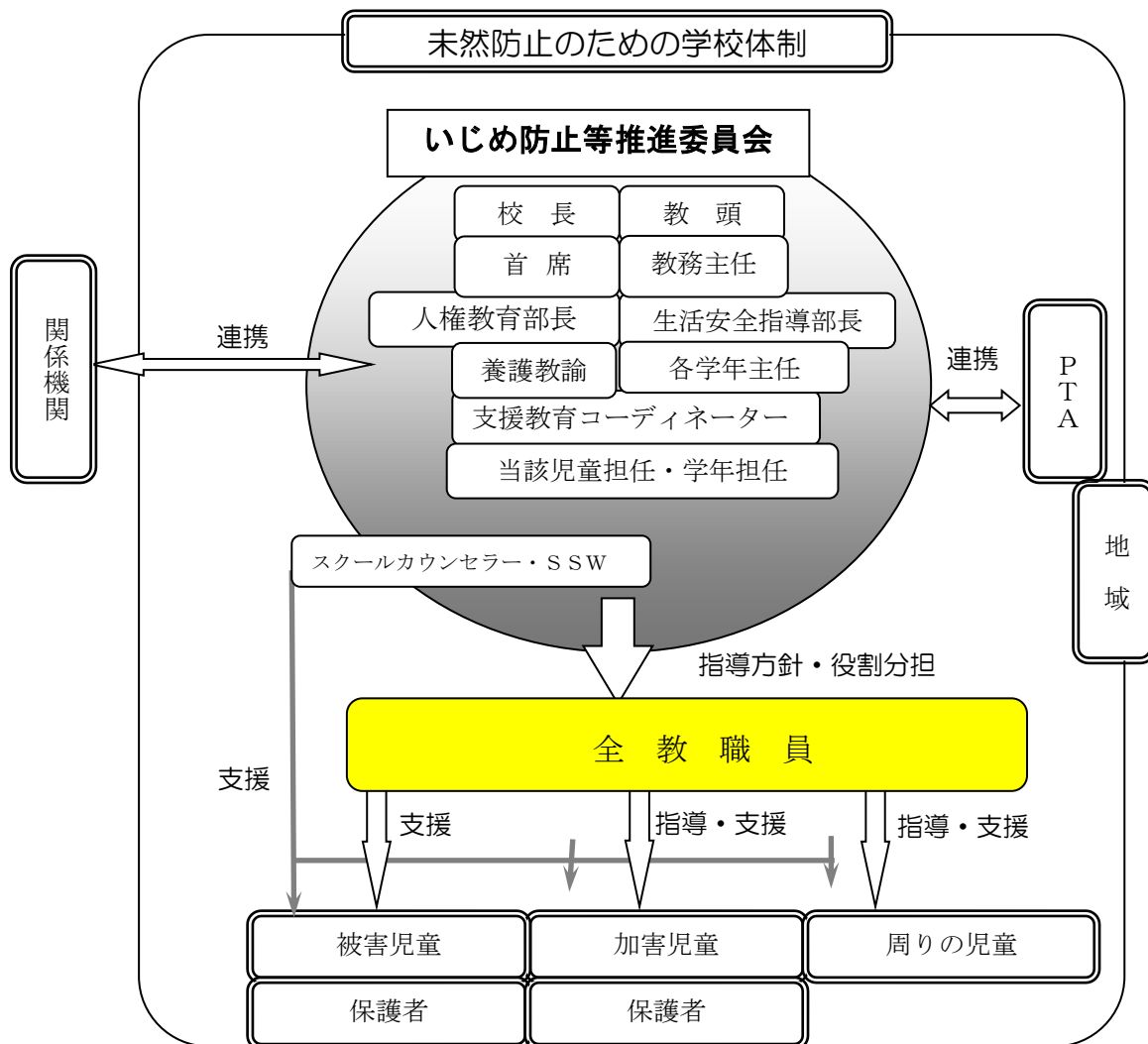
- ① 人権感覚の育成のために毎年一回、外部講師を招聘して研修を行う。
- ② 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③ 元気アンケートを学期ごとに実施し、結果について考察・職員会議等で共通理解を図り、改善策を協議する。また、卒業後もアンケートを5年間保存する。
- ④ 各学級での課題を担当だけで抱え込むのではなく、学年教師集団で共有化し、常に学年として取り組みを推進することでOJTを活性化させる。
- ⑤ 校内研修の会議で、児童の実態を出し合い、配慮を要する児童について情報を共有する。その中でいじめにつながる事案と考えられるものについては、いじめ防止等推進委員会で取り上げる。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、全児童が安心して学びあえる場所であり、学級には児童の居場所がなければならない。一人ひとりを大切にし、互いに高めあい、支えあう集団づくりに努める。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを計画的に行うことが重要である。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2. いじめ防止のための取組み

(1) いじめについての認識を深める

- 教職員に対して
- ・人として、教職員自身の人権感覚を磨く。
 - ・いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものと認識する。
 - ・いじめは組織対応型の問題であり、個別対応型の問題ではないとの全教職員の連携のもと、総合的に児童の育成を図る。
 - ・いじめを許さない思いを強く熱く持ち、適切な言動をもって指導にあたり、常に指導方法の振り返りを行う。
- 児童に対して
- ・だれもがいじめの被害者・加害者になりうることを知る。
 - ・他者へのいじわるな行動や否定的な態度が、いじめへとエスカレートしていくことを知る。
 - ・自他の違いや存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育ていじめに向かわない意識・態度を養う。

(2) いじめを生まない風土づくり

- ・教育相談の充実に努めながら、児童と教員とのコミュニケーションを密にし、カウンセリングマインドの精神を活かして子どもの心に寄り添った指導を行い、子どもの内面に深く関わるアプローチの仕方を心掛ける。
- ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、それぞれの特性に応じて、自己有用感や自己肯定感を持って学習に取り組む大切さを伝える。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を推進し、どの子にもわかる授業づくりに努める。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、アンテナを高くして児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が求められている。

さらに、教職員が積極的に児童についての情報交換を行い、情報を共有することでいじめの早期発見・早期対応に努める

2. 早期発見のための取組み

- (1) 実態把握の方法として、学期ごとに元気アンケートをとり、学年教師集団で集計結果の情報共有を行う。また、事案によっては全教職員に周知徹底を図り、組織として対応する。
- (2) 教職員自身が常に学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、児童からの情報提供や相談事案に対して、教職員は常に寄り添いながら相談を受けることを大切にする。
- (3) 保護者、地域住民から情報を提供してもらえる信頼関係を築くことを大切にする。
- (4) 校長自らが全児童の顔と名前が一致し、常日ごろの一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめを受けた児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、加害児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的・計画的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ認知後における取組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教師集団及び、管理職・生活安全部長に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織、生活安全指導部会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるときにも教育委員会より指示を受ける。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会ってより丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめを受けた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止等推進委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所子育て支援課の協力を得て対応を行う。

4 加害児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行っただと思われる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったと思われる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに必ず複数教職員で聴取するなどの配慮する。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。
- (3) 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課とも連携する。運動会、子どもまつり、遠足や宿泊行事等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止等推進委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

第5章 その他

- (1) いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

このいじめ防止基本方針については学校ホームページにおいて掲載し、周知する。また、毎学期のアンケート結果を考慮しながら見直しに着手するものとする。